平成 30 年度千葉県主要林産物の放射性物質検査計画

平成30年3月26日 森 林 課

1. 目的

安全な林産物の流通に資するため、平成30年3月23日付け「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(原子力災害対策本部長)の方針、平成25年10月29日付け「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドラインのQ&A」(林野庁。以降に追加文書があった場合、当該文書を含む。)、「野生のきのこ類等の出荷制限解除に向けた検査等の具体的運用について」(平成27年11月20日付け、27林政経第247号)に基づき、林産物の放射性物質検査を行うとともに、出荷制限・出荷自粛解除済(一部解除を含む)市町における出荷制限等の対象品目に係る検査については、県、当該市町の「たけのこの出荷制限・出荷自粛解除に係る申請」、「原木しいたけの出荷制限・出荷自粛解除に係る申請」に基づき、林産物の放射性物質検査を行う。

なお、廃業により出荷自粛が解除された生産者の出荷再開に際しては、出荷自粛解除に準じた取り扱いとする。

2. 検査対象品目

(1) H29.4.1以降、基準値を超える放射性セシウムが検出された品目 野生のきのこ類・山菜類:なし 原木きのこ類:原木しいたけ(露地栽培)

(2) H<u>29</u>.4.1以降、基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出された品目((1)を除く) 野生のきのこ類・山菜類: <u>なし</u> 原木きのこ類: なし

(3) 対象品目の管理の困難性を考慮し検査が必要な品目

野生のきのこ類・山菜類:たけのこ

原木きのこ類:なし

(<u>4</u>) 生産資材への放射性物質の影響の状況から、栽培管理及び継続的なモニタリング検査が 必要な品目

原木きのこ類:原木しいたけ(施設栽培)

ただし、本検査等の結果、基準値の1/2を超過した場合、当該品目は(2)に移行する。

3. 検査対象市町村、検査頻度及び検体点数

(1) モニタリング検査

《たけのこ》(原則、モウソウチクのたけのこを検査対象とする)

- ① 出荷制限・出荷自粛解除済みの市町村(ただし、市原市及び香取市を除く)「たけのこの出荷制限・出荷自粛解除に係る申請」に基づく検査を行う。
 - ・出荷開始前に3検体以上

なお、過去の検査で基準値の1/2を超えた竹林(ただし、柏市については、検査結果のある直近3出荷期の検査結果が全て基準値の1/2以下であった竹林は、当該検査の対象から除外する。 注)「検査結果のある直近3出荷期」:3出

荷期すべての検査結果が得られている意)及び過去に検査を行っていない竹林から 出荷する場合は、出荷前に県・市町村検査又は自主検査を行うものとする。

さらに、平成26年度解除済市町村については、上記検査で、基準値の1/2を超過した場合、出荷前に5検体の追加検査(精密検査)を行い、基準値以下であることを確認後、出荷販売するものとする。

- ・出荷期間中、1週間に1検体を基準とした定期検査
- ② その他の市町村(市原市及び香取市を含む)
 - ア H29.4.1 以降、基準値の 1/2 超過市町村: 出荷開始前に3 検体以上 (該当市町村なし)
 - <u>イ</u> ア以外の出荷市町村:出荷開始前に1検体以上 ただし、現時点で<u>イ</u>の市町村であっても、本検査等の結果、基準値の1/2を超過した場合、アに移行し、合計3検体以上の検査を出荷開始前に行う。

《原木しいたけ(露地栽培)、原木しいたけ(施設栽培)》

- ① 出荷制限・出荷自粛一部解除済み市町村 (解除対象生産者に限り出荷販売可能)
 - 注) 出荷自粛については、市町村単位の出荷自粛のみを対象とする。

「原木しいたけの出荷制限・出荷自粛解除に係る申請」に基づく検査を行う。

・出荷期間中、市町村当たり1カ月に1検体の定期検査

なお、解除対象生産者は、千葉県の栽培管理に基づく検査を行う。(出荷開始前に解除済ロットごとに1検体の県・市町村検査又は自主検査を行い、基準値以下であることを確認後、出荷販売するものとする。)

- ② その他の市町村
 - ア H29.4.1以降、基準値の1/2超過市町村

露地栽培は出荷開始前に3検体以上

(該当市町村なし)

施設栽培は定期的に3検体以上

(該当市町村なし)

イ ア以外の出荷市町村

露地栽培は出荷開始前に1検体以上

施設栽培は定期的に1検体以上

ただし、現時点でイの市町村であっても、本検査等の結果、基準値の 1/2 を超過した場合、アに移行し、合計 3 検体以上の検査を出荷開始前(露地栽培)又は定期的検査(施設栽培)を行う。

(2) 出荷制限・出荷自粛解除(廃業に伴う出荷自粛解除後の再開を含む)に向けた検査原木しいたけ

全ロット3検体以上

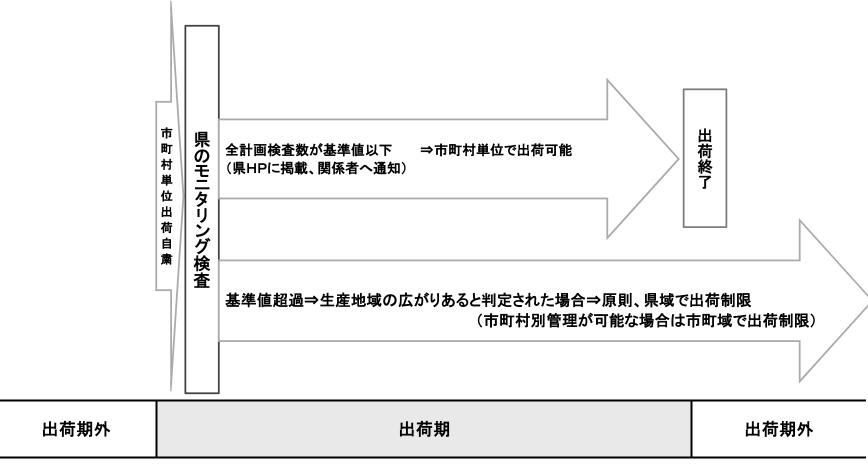
4. 出荷

「出荷開始前検査」の品目は、市町村ごとに計画検査点数全てが基準値以下であることを確認してから、出荷するものとする。

なお、「出荷開始前検査」の品目であって本検査等の結果、基準値の 1/2 を超過し、検査 点数を1検体以上から3検体以上とした市町村は、合計3検体以上の検査結果全てが基準値 以下であることを確認してから、出荷するものとする。

平成30年度 モニタリング検査と出荷(解除済市町を除く)

出荷開始前検査の品目(たけのこ、原木しいたけ(露地栽培))



たけのこの出荷期:冬~春期、原木しいたけ(露地栽培)の出荷期:秋~春期

※出荷開始前検査の品目の検査は、年度、年ごとではなく、出荷期ごとに行います。